

(証券コード 4671)

令和5年6月2日

株 主 各 位

京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3  
株式会社ファルコホールディングス  
代表取締役社長 安 田 忠 史

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.falco-hd.co.jp/stockholder/meeting.html>

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4671/teiji/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファルコホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4671」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、令和5年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和5年6月23日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 京都市下京区東塩小路町570番  
THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウザンド京都）1階 大宴会場「花鳥」  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」  
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第36期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第36期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
〈株主様へのお願い〉

- ・本総会へご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・会場受付で検温をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方などは、ご入場を制限させていただく場合があります。
- ・会場内は座席の間隔を拡げ、座席数を減らして運営を行います。
- ・当社運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.falco-hd.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

## 当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 会社法改正により、電子提供措置事項についてインターネット上の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ② 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

### 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。是非とも、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。



#### 株主総会ご出席による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和5年6月23日(金曜日)  
午前10時



#### インターネット等による 議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年6月22日(木曜日)  
午後5時まで



#### 書面(郵送)による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

令和5年6月22日(木曜日)  
午後5時到着

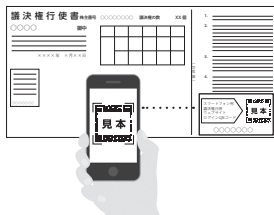
- ◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

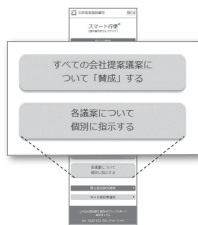
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

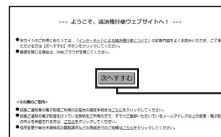
インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

1. インターネット等による議決権行使の際のご注意について
  - (1) 議決権の行使期限は令和5年6月22日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
  - (2) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
  - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
  - (4) パソコンやスマートフォン等のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
  
2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
  - (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
  - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。
  
3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

# 事業報告

(令和4年4月1日から)  
(令和5年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」)の影響が依然残るものの、行動規制の緩和により経済活動は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢をはじめ、北朝鮮のミサイル問題等、地政学的リスクの上昇と多様化、各国中央銀行による政策金利の調整、為替変動及び物価上昇等が及ぼす景況感への懸念が広がる不透明な状況が続いております。

当社グループは、COVID-19の拡大に大きな影響を受ける環境下にありました。COVID-19関連検査の受託検査数は、令和5年1月まで感染拡大の影響により前連結会計年度を上回って推移しておりましたが、第8波がピークを過ぎた令和5年2月以降急減し、累計では前連結会計年度を下回りました。また、COVID-19関連検査以外の受託検査数及び調剤薬局の処方箋枚数は、感染の懸念により患者が医療機関の受診を控える傾向が続き、前連結会計年度並みとなりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、グループの持続可能性と持続可能な社会とを両立させるためのサステナビリティ経営を目指し、COVID-19関連検査を通じた国内の感染拡大抑制への貢献、新たな収益の柱の確立、ICTを活用し環境に配慮した事業構造への変革、人材育成、地域社会への貢献に取り組んでまいりました。令和4年7月には、ICTを活用した事業展開を加速させるために、株式会社ファルコビジネスサポート（現株式会社メディサーージュ）が株式会社ファルコバイオシステムズのICT事業を吸収分割により承継いたしました。

当連結会計年度におきましては、診療報酬改定及び薬価改定の影響が大きく、COVID-19関連検査をはじめとする臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益性が低下したことにより、売上高は469億13百万円（前期比6.2%減）、営業利益は30億75百万円（前期比44.0%減）、経常利益は33億10百万円（前期比43.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億61百万円（前期比36.0%減）となりました。

なお、臨床検査の委受託等を通じて一定の協力関係にある株式会社ビー・エム・エルと、令和5年3月10日付で資本業務提携契約を締結いたしました。これにより、それぞれの経営資源を相互に活用して、お客様の利便性の向上及び危機管理対策の強化を図り、よりよい医療サービスを提供するとともに、シナジーの最大化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

#### ① 臨床検査事業

当連結会計年度の臨床検査事業におきまして、COVID-19関連検査の売上は、診療報酬改定に伴う受託単価の低下及び令和5年2月以降の受託検査数の減少により、前連結会計年度を下回りました。COVID-19関連検査以外の検査につきましては、引き続き大都市圏を重点地域とした事業展開を進めましたが、COVID-19の拡大による患者の受診控え等の影響を受け、売上は前連結会計年度並みとなりました。

ゲノム事業におきましては、体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」（※1）が、一昨年の適応拡大以降プロモーション活動を推進したことにより順調に販売を伸ばし、売上及び利益に寄与しました。また、ICT事業におきましても積極的な販売活動を展開し、診療所向けクラウド型サービス「レセスタ」（※2）は順調に契約数を伸ばし、中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」も稼働件数を伸ばしました。

（※1）キイトルーダ®（一般名：ペムプロリズマブ）の固形がん患者への適応判定、オプジーボ®（一般名：ニボルマブ）の結腸・直腸がん患者への適応判定、切除可能大腸がんにおける術後補助化学療法の選択及び大腸がんにおけるリンチ症候群の診断の補助に用いる体外診断用医薬品の名称です。平成30年に世界で初めてのがん種横断的なコンパニオン診断薬として薬事承認を取得いたしました。令和3年8月には「治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に対するキイトルーダ®の適応判定補助に新たに保険適用される等、次世代がんゲノム医療の進展に寄与すべく販売強化に取り組んでおります。

（※2）レセプト情報を基にした適正な診療・医事業務支援サービス。

さらにはタブレット端末の活用、臨床検査の依頼及び報告のICT化等による営業から集配、検査にわたる事業構造の抜本的な改革により、顧客サービスの向上とコストの削減を進めてまいりましたが、診療報酬改定に伴うCOVID-19関連検査の原価率の上昇を補うには至りませんでした。

このような事業展開の結果、臨床検査事業の売上高は309億47百万円（前期比8.1%減）、営業利益は27億45百万円（前期比43.9%減）となりました。

## ② 調剤薬局事業

当社グループでは、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進め、堅実な店舗の運営、既存店舗の処方箋応需の拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、COVID-19拡大の影響により減少していた処方箋応需枚数は前連結会計年度並みに留まりましたが、薬価改定による処方箋単価低下の影響を受け、売上は減少いたしました。当社グループが運営する調剤薬局等店舗総数は、当連結会計年度に2店舗開局したことにより、111店舗（フランチャイズ店7店舗含む）となりました。

このような事業展開の結果、調剤薬局事業の売上高は159億72百万円（前期比2.3%減）、営業利益は8億92百万円（前期比11.2%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、12億7百万円であります。その主なものは、本店社屋、臨床検査事業にかかる不動産、検査機器、システム関連機器及びソフトウェア並びに調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

## (3) 資金調達の状況

- ① 当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。
- ② 当社は、令和5年3月27日付で、第三者割当てにより、700,000株の自己株式を処分し、14億27百万円の資金調達を行いました。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、令和4年3月期から令和6年3月期までの3ヶ年を対象とした中期経営計画を策定しております。中期経営計画2年目である当連結会計年度におきまして、売上高、利益とも一年早く、最終年度の連結数値目標を達成しました。この主な要因は、臨床検査事業におきまして、COVID-19関連検査の受託数が、前連結会計年度より減少したものの、第7波と第8波により計画策定当初の想定を上回ったこと並びに体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の販売が順調に推移したことによるものであります。

しかしながら、COVID-19関連検査の受託数が第8波以降に大幅に減少していること、また、令和5年5月に感染法上の位置付けが第5類へ変更されたことなどから、最終年度である令和6年3月期におきましては、計画策定当初に一定程度見込んでいたCOVID-19関連検査の売上高は想定以上に剥落し、減少するものと予想されます。

このような厳しい状況のもと、当社グループは、サステナビリティ経営を推進し、グループの持続可能性と持続可能な社会との両立に向けて取り組むとともに、以下の施策により中期経営計画の達成を目指してまいります。

##### ① 既存事業の構造改革

臨床検査事業及び調剤薬局事業におきましては、市場が成熟化し、今後成長率がさらに鈍化していく見通しであります。また、医療保険財政の厳しさから診療報酬や薬価の改定が従来以上に厳しくなることが予想されます。

このような状況のもと、臨床検査事業におきましては、タブレット端末の活用、臨床検査の依頼及び報告のICT化等による営業から集配、検査にわたる事業構造の抜本的な改革を推し進めることにより、顧客の利便性を向上させ、環境に配慮した検査・集配体制を確立するとともに、設備や人員等の経営資源の効率化による固定費の削減等を図ってまいります。

調剤薬局事業におきましては、高齢者施設の入居者等へのサービス向上に努め、ICTを活用した患者との接点の強化、調剤業務の抜本的な効率化を進めるとともに、環境に配慮した調剤薬局へと事業構造を改革し、街のかかりつけ薬局として地域医療に貢献してまいります。

## ② 新たな収益基盤の確立と事業構造の転換

医療業界におきましては、遺伝子情報に基づく個別化医療、医療分野におけるICTの更なる活用による医療の効率化などへの社会的ニーズが高まっております。これらをビジネスチャンスと捉え、以下の新事業を臨床検査事業、調剤薬局事業に次ぐ新たな収益の柱として確立し、事業構造の転換を目指してまいります。

### ・ゲノム事業

体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の市場浸透を図るとともに更なる適応拡大を進め、がん分野での遺伝子に基づく個別化医療の進展に貢献してまいります。また、遺伝性腫瘍パネル検査の研究開発の着実な推進、周産期の遺伝子検査の拡大に努めてまいります。

### ・ICT事業

クラウド型診療所支援サービス「レセスタ」の拡大、中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の普及促進を通じて医療機関のICT化に貢献し、ICTを活用した医療機関の運営サポート企業への転換を加速させてまいります。

## ③ 人財育成・地域社会への貢献

当社の中長期的な企業価値の向上のためには、絶え間なくイノベーションを創造し続けることが求められます。そのため、グループの将来を担う多様な人財を採用するとともに、イノベーションを創造し、推進できる人財を育成してまいります。

また、事業活動を通じた地域医療への貢献のみならず、地域の文化や芸術活動との交流・支援に取り組んでまいります。

## ④ 株主還元強化

当社は、剰余金の配当の他、自己株式の取得等の還元策を含めた総額を総還元額とし、連結純資産総還元率3%を目標としておりましたが、これを4~5%に引き上げ、株主還元を強化してまいります。

さらに、資本コストや資本収益性を意識した経営を推進し、PBR（株価純資産倍率）1倍超を目指してまいります。

なお、当社は令和5年3月10日付で株式会社ビー・エム・エルと資本業務提携契約を締結いたしました。これにより、当社は経営の独立性を維持した上で、国内のクリニック・診療所市場において、検査機能、ICT機能、顧客基盤等を相互に活用・補完し合うことにより、臨床検査事業を強化し、ICT事業・ゲノム事業の成長を加速させ、企業価値の向上を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 33 期<br>令和 2 年 3 月期 | 第 34 期<br>令和 3 年 3 月期 | 第 35 期<br>令和 4 年 3 月期 | 第 36 期<br>(当連結会計年度)<br>令和 5 年 3 月期 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 43,185                | 43,608                | 50,007                | 46,913                             |
| 経常利益(百万円)                | 941                   | 2,853                 | 5,809                 | 3,310                              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 1,243                 | 1,853                 | 3,533                 | 2,261                              |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 116.87                | 178.61                | 339.00                | 215.29                             |
| 総資産(百万円)                 | 31,957                | 37,069                | 40,256                | 38,893                             |
| 純資産(百万円)                 | 18,893                | 20,485                | 23,478                | 26,591                             |
| 1株当たり純資産額(円)             | 1,776.01              | 1,966.43              | 2,237.14              | 2,362.21                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 33 期<br>令和 2 年 3 月期 | 第 34 期<br>令和 3 年 3 月期 | 第 35 期<br>令和 4 年 3 月期 | 第 36 期<br>(当事業年度)<br>令和 5 年 3 月期 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 営業収益(売上高)(百万円) | 2,423                 | 1,909                 | 3,821                 | 3,353                            |
| 経常利益(百万円)      | 1,227                 | 806                   | 2,803                 | 1,891                            |
| 当期純利益(百万円)     | 1,256                 | 1,002                 | 2,648                 | 2,290                            |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 118.11                | 96.55                 | 254.07                | 218.04                           |
| 総資産(百万円)       | 20,652                | 24,239                | 24,297                | 26,385                           |
| 純資産(百万円)       | 17,253                | 17,994                | 20,102                | 23,244                           |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,621.07              | 1,726.33              | 1,914.28              | 2,063.91                         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況（令和5年3月31日現在）

| 会社名             | 資本金<br>(単位：百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                                                  |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------------------------------------------------|
| (株)ファルコバイオシステムズ | 98              | 100            | 臨床検体検査受託業務<br>体外診断用医薬品等の<br>製造・販売業務<br>医療情報システムの<br>販売業務 |
| (株)メディサーージュ     | 5               | 100            | 医療情報システムの<br>開発・販売業務<br>管理業務の受託                          |
| (株)アテラスト        | 50              | 100            | 体外診断用医薬品等の<br>販売業務                                       |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 45              | 100            | 処方箋調剤業務                                                  |
| チューリップ調剤(株)     | 453             | 100            | 処方箋調剤業務                                                  |

(注) (株)ファルコビジネスサポートは、令和4年7月1日付で、(株)ファルコバイオシステムズが営んでおりましたICT事業に関するすべての権利義務を吸収分割の方法により承継し、同時に(株)メディサーージュに商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 臨床検査事業  
臨床検体検査の受託業務  
電子カルテ、レセプト支援サービス等の医療情報システムの開発・販売業務  
体外診断用医薬品等の製造・販売業務
- ② 調剤薬局事業  
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

(8) 主要な事業所（令和5年3月31日現在）

| 会社名             | 所在地                        |
|-----------------|----------------------------|
| (株)ファルコホールディングス | 本店 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3      |
|                 | 大阪本部 大阪市中央区内平野町1丁目3番7号     |
| (株)ファルコバイオシステムズ | 本社 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3      |
| (株)メディサーージュ     | 本社 大阪市中央区内平野町1丁目3番7号       |
| (株)アテラスト        | 本社 京都府宇治市槇島町落合121番地の2      |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 本社 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3      |
| チューリップ調剤(株)     | 本社 富山県富山市新桜町2番21号MKD.9富山ビル |

## (9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数           | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------------|-------------|
| 臨床検査事業  | 736 (1,187)名   | 26名減 (28名減) |
| 調剤薬局事業  | 402 (174)名     | 9名増 (3名減)   |
| 全社 (共通) | 21 (-)名        | 3名減 (1名減)   |
| 合計      | 1,159 (1,361)名 | 20名減 (32名減) |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の(外数)は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 4 (-)名 | 1名増 (1名減) | 53.3歳 | 32.7年  |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。  
 2. 従業員数欄の(外数)は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

## (10) 主要な借入先の状況 (令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 借入先         | 借入額   |
|-------------|-------|
| 株式会社京都銀行    | 2,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 170   |

## 2. 会社の株式に関する事項（令和5年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,280,177株
- (3) 株主数 7,483名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数        | 持株比率 |
|-------------------------|------------|------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,098,800株 | 9.8% |
| 株式会社ビー・エム・エル            | 1,014,800株 | 9.0% |
| 株式会社京都銀行                | 521,600株   | 4.6% |
| ファルコホールディングス従業員持株会      | 461,704株   | 4.1% |
| 光通信株式会社                 | 376,700株   | 3.4% |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 315,900株   | 2.8% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）      | 294,300株   | 2.6% |
| 株式会社ホルスクリエーションズアカザワ     | 252,000株   | 2.2% |
| 大阪中小企業投資育成株式会社          | 208,000株   | 1.9% |
| 赤澤寛治                    | 168,190株   | 1.5% |

（注）持株比率は自己株式（57,941株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和5年3月10日開催の取締役会において、株式会社ビー・エム・エルとの間で、資本業務提携契約を締結すること並びに同社を処分予定先とする第三者割当による自己株式の処分を決議し、令和5年3月27日付で、700,000株を処分いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

| 名称<br>(発行決議日)            | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の<br>目的となる株式<br>の種類及び数 | 行使期間                           | 行使価額        | 行使の条件  |
|--------------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|--------|
| 第1回新株予約権<br>(平成29年2月10日) | 112個        | 普通株式<br>11,200株             | 平成29年2月28日から<br>令和19年2月27日まで   | 1株当たり<br>1円 | (注) 2. |
| 第2回新株予約権<br>(平成29年9月26日) | 303個        | 普通株式<br>30,300株             | 平成29年10月12日から<br>令和19年10月11日まで | 1株当たり<br>1円 | (注) 3. |
| 第3回新株予約権<br>(平成30年8月7日)  | 207個        | 普通株式<br>20,700株             | 平成30年8月23日から<br>令和20年8月22日まで   | 1株当たり<br>1円 | (注) 4. |

- (注) 1. 上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。子会社の取締役には、当社役員を兼務する者が含まれております。
2. 第1回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
3. 第2回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
4. 第3回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### (2) 当事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等の状況

| 名称       | 区分            | 新株予約権の数及び<br>目的となる株式の数 | 保有者数 |
|----------|---------------|------------------------|------|
| 第1回新株予約権 | 取締役（監査等委員を除く） | 66個（6,600株）            | 3名   |
|          | 取締役（監査等委員）    | 17個（1,700株）            | 1名   |
| 第2回新株予約権 | 取締役（監査等委員を除く） | 182個（18,200株）          | 3名   |
|          | 取締役（監査等委員）    | 47個（4,700株）            | 1名   |
| 第3回新株予約権 | 取締役（監査等委員を除く） | 158個（15,800株）          | 5名   |
|          | 取締役（監査等委員）    | 32個（3,200株）            | 1名   |

(注) 社外取締役には新株予約権を付与していません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（令和5年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                        |
|-----------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長   | 安 田 忠 史   | 株式会社メディサージュ<br>代表取締役会長                                                         |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 松 原 宣 正   | 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>代表取締役会長<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役会長                      |
| 常 務 取 締 役       | 河 田 與 一   | 臨床事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>代表取締役社長                                          |
| 取 締 役           | 大 西 規 和   | 総合企画室長<br>ファーマ事業室副室長<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役専務<br>チューリップ調剤株式会社<br>代表取締役専務  |
| 取 締 役           | 郷 田 哲 夫   | I C T 事業室長<br>臨床事業室副室長<br>株式会社メディサージュ 代表取締役社長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>専務取締役     |
| 取 締 役           | 福 井 崇 史   | ゲノム事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>常務取締役 バイオメディカル事業部長                              |
| 取 締 役           | 村 上 恭 子   | ファーマ事業室長<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役社長                                         |
| 取 締 役           | 永 島 恵 津 子 | 公認会計士永島会計事務所<br>代表 公認会計士<br>ブルドックソース株式会社<br>社外取締役（監査等委員）<br>住友ベークライト株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役           | 内 藤 欣 也   | 内藤法律事務所 代表 弁護士<br>上新電機株式会社 社外取締役                                               |



| 地 位          | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                  |
|--------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員） | 江 口 宏 志   |                                                                                                          |
| 取締役（監査等委員）   | 勝 山 武 彦   | 税理士堀三芳事務所 公認会計士<br>枚方市代表監査委員                                                                             |
| 取締役（監査等委員）   | 高 坂 佳 郁 子 | 弁護士法人色川法律事務所<br>パートナー 弁護士<br>日本山村硝子株式会社<br>社外取締役（監査等委員）<br>東洋炭素株式会社 社外取締役<br>アジア太平洋トレードセンター株式会社<br>社外監査役 |

- (注) 1. 取締役永島恵津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役永島恵津子氏及び取締役（監査等委員）勝山武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために江口宏志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役永島恵津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異 動 前                                               | 異 動 後                                                                         | 異動年月日     |
|---------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 松 原 宣 正 | 代 表 取 締 役 専 務<br>社 長 補 佐<br>管 理 室 長<br>臨 床 事 業 室 長  | 代 表 取 締 役 副 社 長                                                               | 令和4年6月22日 |
|         | 株 式 会 社 フ ァ ル コ<br>バ イ オ シ ス テ ム ズ<br>代 表 取 締 役 社 長 | 株 式 会 社 フ ァ ル コ<br>バ イ オ シ ス テ ム ズ<br>代 表 取 締 役 会 長                           | 令和4年6月17日 |
|         | チ ュ ー リ ッ プ 調 剤 株 式 会 社<br>代 表 取 締 役 会 長            | チ ュ ー リ ッ プ 調 剤 株 式 会 社<br>取 締 役 会 長                                          | 令和4年6月17日 |
|         | 株 式 会 社 フ ァ ル コ<br>ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト<br>代 表 取 締 役 社 長 | 株 式 会 社 フ ァ ル コ<br>ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト<br>( 現 株 式 会 社 )<br>メ デ ィ サ ー ジ ュ<br>取 締 役 | 令和4年6月17日 |

| 氏名    | 異動前                                          | 異動後                                                    | 異動年月日     |
|-------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------|
| 河田 與一 | 取締役室副室長<br>臨床事業室                             | 常務取締役<br>臨床事業室                                         | 令和4年6月22日 |
|       | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>常務取締役<br>臨床検査本部     | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>代表取締役社長                       | 令和4年6月17日 |
| 大西 規和 | 取締役室<br>総合企画室                                | 取締役室<br>ファーマ事業室副室長                                     | 令和4年6月22日 |
|       | —                                            | 株式会社ファルコズ<br>ファーマシー<br>代表取締役専務                         | 令和4年6月17日 |
|       | —                                            | チューリップ調剤株式会社<br>代表取締役専務                                | 令和4年6月17日 |
| 郷田 哲夫 | 取締役室副室長<br>臨床事業室                             | 取締役室<br>ICT事業室副室長<br>臨床事業室                             | 令和4年6月22日 |
|       | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>常務取締役<br>臨床営業本部     | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>専務取締役                         | 令和4年6月17日 |
|       | —                                            | 株式会社ファルコト<br>ビジネスサポート<br>(現株式会社<br>メディサージュ)<br>代表取締役社長 | 令和4年6月17日 |
| 福井 崇史 | 取締役室副室長<br>臨床事業室                             | 取締役室<br>ゲノム事業室                                         | 令和4年6月22日 |
|       | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>取締役<br>バイオメディカル事業部長 | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>常務取締役<br>バイオメディカル事業部長         | 令和4年6月17日 |

6. 株式会社ファルコビジネスサポートは、令和4年7月1日付で、株式会社メディサージュに商号変更いたしました。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和5年2月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1) 取締役の個人別基本報酬の額及び算定方法の決定方針

基本報酬は月額報酬、賞与からなる。

基本報酬は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し決定する。中長期的な企業価値向上のインセンティブのため、当社業績として連結純資産額を重視する。

報酬額決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

#### 2) 非金銭報酬の内容、額及び算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

譲渡制限期間は30年間とし、任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に、当社取締役その他取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合、譲渡制限を解除する株数及び時期を必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

本来、株式報酬として支払うべきものが特段の事情（重要事実の発生等）で支払うことが出来なかった場合に、相当額を臨時報酬として金銭で支給することがある。

報酬額決定のために、役位、職責、在任年数、業績貢献を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

#### 3) 報酬等の種類別割合の決定方針

報酬等の種類別割合は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて変動するため、その割合は定めない。

#### 4) 取締役に対し報酬を与える時期

基本報酬：月額払い

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）

#### 5) 個人別報酬の決定についての委任

個人別の報酬額については取締役会において決議された算定基準にもとづき、代表取締役がその具体的内容について委任を受け、決定するものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |          | 対象となる<br>役員<br>の員数<br>(名) |
|-----------------------------|-----------------|------------------|----------|----------|---------------------------|
|                             |                 | 金 銭 報 酬          | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                           |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 282<br>(15)     | 282<br>(15)      | —<br>(—) | —<br>(—) | 9<br>(2)                  |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 30<br>(15)      | 30<br>(15)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(2)                  |
| 合 計<br>(うち社外役員)             | 313<br>(31)     | 313<br>(31)      | —<br>(—) | —<br>(—) | 12<br>(4)                 |

- (注) 1. 上表には、当社子会社の取締役を兼任する取締役の当該子会社負担分の報酬等が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額4億円以内 (うち、社外取締役分は年額400百万円以内。但し、使用人分給与は含まない) と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は9名 (うち、社外取締役2名) です。
- また、上記の報酬等の額の枠内で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の員数は7名です。
4. 監査等委員である取締役の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額600百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長安田忠史氏及び代表取締役副社長松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、取締役永島恵津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役 (監査等委員) 勝山武彦氏及び取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。  
社外役員の兼職先と当社の間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位              | 氏 名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                           |
|------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役            | 永島 惠津子 | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。                    |
| 社外取締役            | 内藤 欣也  | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                        |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 勝山 武彦  | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 高坂 佳郁子 | 当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。   |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PWC京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査人の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

## 6. 会社の体制及び方針

### 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、令和5年4月25日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を現状に即して改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「行動指針」を制定するとともに、その周知徹底を行う。
  - 2) コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
  - 4) 「行動指針」に反する行為またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。
  - 5) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。また、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 2) リスク管理委員会は、各部門担当取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。
  - 2) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。
  - 3) 各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。
  - 2) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。
  - 3) 当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置することができる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等についての決定は監査等委員会の事前同意を得た上で行う。また、当該使用人は監査等委員会の補助職務に関し、取締役以下当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②重大な法令・定款違反、③内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、④コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑤コンプライアンス上重要な事項、⑥重要な訴訟・係争に関する事項を発見した場合は、監査等委員会に対して速やかに報告する。
  - 2) 当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、毎月の経営状況として重要な事項を監査等委員会に報告する。
  - 3) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。



- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、当社の代表取締役、当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的な意見交換会を設ける。
  - 2) 監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を行い、内部監査人とも必要に応じて情報交換・共有を行って、相互の連携を図る。
  - 3) 監査等委員会は独自に弁護士・公認会計士を委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。
  - 4) 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

## (2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行について  
定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を7回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行いました。
- ② コンプライアンスについて  
「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。
- ③ リスクマネジメントについて  
「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については取締役会に報告しております。
- ④ 監査等委員会が選定する監査等委員の職務遂行について  
監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、監査等委員会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、グループ会社等への往査を実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。さらに、定期的に、取締役（社外取締役含む）、会計監査人、内部監査部門と情報交換・共有及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催いたしました。
- ⑤ グループ管理体制について  
「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>22,706</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>9,564</b>  |
| 現金及び預金          | 12,603        | 支払手形及び買掛金          | 4,374         |
| 受取手形及び売掛金       | 6,651         | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,340         |
| 商品及び製品          | 833           | リース債務              | 267           |
| 仕掛品             | 66            | 未払金                | 744           |
| 原材料及び貯蔵品        | 556           | 未払法人税等             | 181           |
| その他             | 1,996         | 賞与引当金              | 557           |
| 貸倒引当金           | △1            | その他                | 1,099         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>16,187</b> | <b>固 定 負 債</b>     | <b>2,736</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,722</b> | リース債務              | 194           |
| 建物及び構築物         | 4,674         | 繰延税金負債             | 222           |
| 工具器具備品          | 722           | 退職給付に係る負債          | 1,849         |
| 土地              | 4,924         | 資産除去債務             | 134           |
| リース資産           | 383           | その他                | 335           |
| その他             | 17            | <b>負 債 合 計</b>     | <b>12,301</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>378</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>   |               |
| のれん             | 12            | <b>株 主 資 本</b>     | <b>25,973</b> |
| ソフトウェア          | 337           | 資本金                | 3,371         |
| その他             | 28            | 資本剰余金              | 3,670         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,085</b>  | 利益剰余金              | 19,025        |
| 投資有価証券          | 2,618         | 自己株式               | △94           |
| 繰延税金資産          | 946           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>535</b>    |
| その他             | 1,525         | その他有価証券評価差額金       | 535           |
| 貸倒引当金           | △5            | <b>新 株 予 約 権</b>   | <b>82</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>38,893</b> | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>26,591</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>38,893</b> |

# 連結損益計算書

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 科 目                | 金     | 額             |
|--------------------|-------|---------------|
| 売上高                |       | 46,913        |
| 売上原価               |       | 32,269        |
| <b>売上総利益</b>       |       | <b>14,644</b> |
| 販売費及び一般管理費         |       | 11,568        |
| <b>営業利益</b>        |       | <b>3,075</b>  |
| 営業外収益              |       |               |
| 受取利息及び配当金          | 146   |               |
| 貸倒引当金戻入額           | 0     |               |
| 補助金収入              | 38    |               |
| その他の               | 82    | 267           |
| 営業外費用              |       |               |
| 支払利息               | 19    |               |
| 支払手数料              | 5     |               |
| その他の               | 7     | 32            |
| <b>経常利益</b>        |       | <b>3,310</b>  |
| 特別利益               |       |               |
| 投資有価証券売却益          | 601   | 601           |
| 特別損失               |       |               |
| 固定資産除却損            | 5     |               |
| 投資有価証券評価損          | 18    |               |
| 減損損失               | 169   |               |
| その他の               | 22    | 216           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |       | <b>3,695</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 1,122 |               |
| 法人税等調整額            | 311   | 1,433         |
| <b>当期純利益</b>       |       | <b>2,261</b>  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |       | 2,261         |

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                  |               |
|-----------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>12,057</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,742</b>  |
| 現金及び預金          | 10,217        | 関係会社短期借入金                | 115           |
| 関係会社短期貸付金       | 1,066         | 1年内返済予定の長期借入金            | 2,340         |
| 未収入金            | 221           | 未払金                      | 103           |
| 未収還付法人税等        | 445           | 未払法人税等                   | 40            |
| その他             | 105           | 賞与引当金                    | 18            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>14,328</b> | その他の他                    | 124           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,483</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>399</b>    |
| 建物及び構築物         | 3,847         | 繰延税金負債                   | 222           |
| 土地              | 4,524         | 退職給付引当金                  | 51            |
| その他             | 111           | 資産除去債務                   | 97            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>52</b>     | その他の他                    | 27            |
| ソフトウェア          | 52            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,141</b>  |
| その他             | 0             | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,792</b>  | <b>株 主 資 本</b>           | <b>22,625</b> |
| 投資有価証券          | 2,618         | 資本金                      | 3,371         |
| 関係会社株式          | 2,723         | 資本剰余金                    | 3,571         |
| その他             | 453           | 資本準備金                    | 3,208         |
| 貸倒引当金           | △3            | その他資本剰余金                 | 362           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>26,385</b> | その他資本剰余金                 | 79            |
|                 |               | 自己株式処分差益                 | 283           |
|                 |               | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>15,777</b> |
|                 |               | 利益準備金                    | 103           |
|                 |               | その他利益剰余金                 | 15,673        |
|                 |               | 配当平均積立金                  | 3,000         |
|                 |               | 別途積立金                    | 3,500         |
|                 |               | 繰越利益剰余金                  | 9,173         |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△94</b>    |
|                 |               | 評価・換算差額等                 | 535           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金             | 535           |
|                 |               | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>82</b>     |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>23,244</b> |
|                 |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>26,385</b> |

# 損益計算書

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |              |
|-------------------------|-----|--------------|
| 営 業 収 益                 |     | 3,353        |
| 営 業 費 用                 |     | 1,621        |
| <b>営 業 利 益</b>          |     | <b>1,731</b> |
| 営 業 外 収 益               |     |              |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 145 |              |
| そ の 他                   | 30  | 176          |
| 営 業 外 費 用               |     |              |
| 支 払 利 息                 | 11  |              |
| 支 払 手 数 料               | 5   |              |
| そ の 他                   | 0   | 16           |
| <b>経 常 利 益</b>          |     | <b>1,891</b> |
| 特 別 利 益                 |     |              |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 597 | 597          |
| 特 別 損 失                 |     |              |
| 投 資 有 価 証 評 価 損         | 18  |              |
| 減 損 損 失                 | 109 |              |
| 環 境 対 策 費               | 14  | 143          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |     | <b>2,345</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 55  |              |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △0  | 54           |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |     | <b>2,290</b> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月15日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

令和5年5月15日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システムも活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月17日

株式会社ファルコホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 江口宏志 ㊟

監査等委員 勝山武彦 ㊟

監査等委員 高坂佳郁子 ㊟

(注) 監査等委員 勝山武彦及び高坂佳郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、連結業績に連動しつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度として利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、損益状況が営業利益・経常利益・当期純利益のいずれも従来予想を上回ったことから、1株当たり普通配当32円に加えて、特別配当36円を実施することとし、合計1株につき68円とさせていただきたいと存じます。これにより、先に実施しました中間配当金（1株につき32円）と合わせまして、年間配当金は1株につき100円となり、11期連続の増配となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金68円（普通配当32円、特別配当36円）といたします。  
なお、この場合の配当総額は、763,112,048円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年6月26日といたします。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の意思決定の迅速化のため3名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やすだただし<br>安田忠史<br>(昭和33年8月9日生) | 平成7年2月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>(現当社) 入社<br>平成17年12月 当社常務取締役経営企画本部長(兼)<br>事業開発本部長<br>平成20年1月 当社専務取締役企画管理本部長<br>平成22年3月 当社専務取締役戦略業務室長(兼)<br>ファーマ事業室長<br>平成27年6月 当社取締役副社長(兼) 戦略業務室長<br>平成29年6月 当社代表取締役社長(兼) 戦略業務室長<br>平成31年4月 当社代表取締役社長(兼) 経営企画室長<br>令和3年6月 当社代表取締役社長(現任)<br>株式会社ファルコビジネスサポート<br>(現株式会社メディサーージュ)<br>代表取締役会長(現任) | 31,500株    |
|       | 取締役候補者とした理由                    | 安田忠史氏は、当社入社以来、経理・経営企画部門を所管し、平成29年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップと決断力をもって、当社グループ全体の経営の指揮を執っております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                        |            |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | まつ ばら のぶ まさ<br>松 原 宣 正<br>(昭和34年2月19日生) | <p>平成元年4月 株式会社関西医学検査センター（現当社）入社</p> <p>平成27年6月 当社取締役ファーマ事業室長<br/>株式会社ファルコファーマシーズ<br/>代表取締役社長</p> <p>平成29年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長<br/>（兼）事業開発室長（兼）臨床事業室<br/>副室長</p> <p>平成30年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長<br/>チューリップ調剤株式会社<br/>代表取締役社長</p> <p>平成31年4月 当社代表取締役専務（兼）ファーマ事業<br/>室長</p> <p>令和元年5月 当社代表取締役専務（兼）臨床事業室<br/>長（兼）ファーマ事業室長<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>代表取締役社長</p> <p>令和3年6月 当社代表取締役専務（兼）社長補佐<br/>（兼）管理室長（兼）臨床事業室長<br/>株式会社ファルコファーマシーズ<br/>代表取締役会長（現任）<br/>チューリップ調剤株式会社<br/>代表取締役会長<br/>株式会社ファルコビジネスサポート<br/>（現 株式会社メディスージュ）<br/>代表取締役社長</p> <p>令和4年6月 当社代表取締役副社長（現任）<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>代表取締役会長（現任）</p> | 17,800株        |
|           | 取締役候補者とした<br>理由                         | 松原宣正氏は、当社入社以来、臨床営業部門、管理部門及び調剤薬局部門を所管し、令和4年6月からは代表取締役副社長としてグループ全体を統括して、当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | かわ た よ いち<br>河 田 與 一<br>(昭和37年3月30日生) | <p>平成4年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>(現当社) 入社</p> <p>平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>執行役員臨床検査部長</p> <p>平成30年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼)<br/>事業開発室副室長<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>取締役臨床検査本部長</p> <p>平成31年4月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼)<br/>経営企画室副室長</p> <p>令和3年6月 当社取締役臨床事業室副室長<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>常務取締役臨床検査本部長</p> <p>令和4年6月 当社常務取締役<br/>臨床事業室長 (現任)<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>代表取締役社長 (現任)</p> | 6,530株         |
|           | 取締役候補者とした<br>理由                       | 河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査事業に従事し、令和4年6月からは当社常務取締役臨床事業室長、株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長として、臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経歴及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。                                                                                                                                                                                                                                   |                |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | 福 井 崇 史<br><small>ふく い たか ふみ</small><br>(昭和40年10月12日生) | 平成14年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>(現当社) 入社<br>平成31年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>バイオメディカル部検査グループ長<br>(副部長)<br>令和 2年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>バイオメディカル事業部 部長<br>令和 3年 6月 当社取締役臨床事業室副室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>取締役バイオメディカル事業部長<br>令和 4年 6月 当社取締役ゲノム事業室長 (現任)<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>常務取締役バイオメディカル事業部長<br>(現任) | 2,800株         |
|           | 取締役候補者とした<br>理由                                        | 福井崇史氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、遺伝子ビジネスに従事し、令和4年6月からは当社取締役ゲノム事業室長、株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役バイオメディカル事業部長として、遺伝子ビジネスの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                               |                |



| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | 郷<br>田<br>哲<br>夫<br>(昭和41年2月26日生)    | <p>平成28年4月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>入社</p> <p>平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>執行役員臨床営業部長</p> <p>平成30年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>常務執行役員臨床営業本部長</p> <p>平成30年10月 当社臨床事業室（兼）事業開発室<br/>副室長（理事）</p> <p>令和元年6月 当社取締役臨床事業室副室長<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>取締役臨床営業本部長</p> <p>令和2年7月 当社取締役臨床事業室副室長（兼）<br/>経営企画室副室長</p> <p>令和3年6月 当社取締役開発室長（兼）臨床事業室<br/>副室長<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>常務取締役臨床営業本部長</p> <p>令和4年6月 当社取締役ICT事業室長<br/>（兼）臨床事業室副室長（現任）<br/>株式会社ファルコバイオシステムズ<br/>専務取締役（現任）<br/>株式会社ファルコビジネスサポート<br/>（現 株式会社メディサーージュ）<br/>代表取締役社長（現任）</p> | 4,300株         |
|           | 取締役候補者とした<br>理由                      | <p>郷田哲夫氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、臨床営業部門を所管し、令和元年6月から当社取締役臨床事業室副室長、令和4年6月から株式会社ファルコバイオシステムズ専務取締役として臨床検査事業の発展に貢献しております。また、同じく令和4年6月からはICTビジネスも統括し、当社ICT事業室長、株式会社ファルコビジネスサポート（現株式会社メディサーージュ）代表取締役社長として、ICTビジネスの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | ないとう きんや<br>内藤 欣也<br>(昭和30年11月24日生) | <p>昭和61年4月 弁護士登録（大阪弁護士会入会）<br/>鎌倉法律事務所入所</p> <p>平成2年4月 小寺・内藤法律事務所開設</p> <p>平成11年3月 内藤法律事務所開設</p> <p>平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設</p> <p>平成24年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事</p> <p>平成28年6月 当社社外取締役（現任）<br/>上新電機株式会社社外監査役</p> <p>平成29年3月 大阪市開発審査会委員</p> <p>平成29年4月 内藤法律事務所開設、代表（現任）</p> <p>平成29年6月 上新電機株式会社社外取締役（現任）</p> <p>平成31年4月 大阪府人事監察委員会委員</p> <p>令和2年1月 大阪市開発審査会会長</p>                  | 2,700株         |
|           | 社外取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割の概要       | <p>内藤欣也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年6月から当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、引き続き上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p> |                |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 内藤欣也氏は、社外取締役候補者であります。

3. 内藤欣也氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

4. 当社は、内藤欣也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、内藤欣也氏が社外取締役役に再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役役に再任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、内藤欣也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。内藤欣也氏が社外取締役役に再任された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>井田匡洋<br>(昭和39年7月6日生) | 平成13年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ九州入社<br>平成26年10月 株式会社ファルコビジネスサポート（現 株式会社メディサーージュ）総務部長<br>令和3年6月 当社管理室副室長（現任）<br>令和4年6月 株式会社ファルコビジネスサポート（現 株式会社メディサーージュ）取締役総務部長<br>令和4年7月 株式会社メディサーージュ取締役管理本部副本部長（現任）                                           | 3,930株     |
|       | 監査等委員である取締役候補者とした理由       | 井田匡洋氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ九州入社以来、管理部門を担当し、令和3年6月からは当社管理室副室長、令和4年6月からは株式会社ファルコビジネスサポート（現 株式会社メディサーージュ）取締役として、主にリスクマネジメント及びコンプライアンスの強化等に貢献しております。こうした豊富な経験と高い見識を有していることから、中立的な立場から客観的意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 |            |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | <p data-bbox="266 367 515 439">かつ 勝 山 武 彦<br/>(昭和40年11月16日生)</p> <p data-bbox="266 798 515 878">監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> | <p data-bbox="541 213 1130 594">平成7年8月 公認会計士開業登録<br/>平成7年10月 税理士堀三芳事務所入所、公認会計士(現任)<br/>平成7年11月 税理士登録<br/>平成19年12月 枚方市代表監査委員(現任)<br/>平成28年6月 当社社外監査役<br/>平成29年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員<br/>平成30年6月 当社社外取締役<br/>令和3年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p data-bbox="541 609 1339 1067">勝山武彦氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、平成28年6月から当社社外監査役、平成30年6月からは当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏の幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p data-bbox="541 790 1339 1067">なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業財務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p> | 2,100株         |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 高坂佳郁子<br>(昭和51年9月20日生)            | <p>平成14年10月 弁護士登録、色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）入所</p> <p>平成21年1月 色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）パートナー（現任）</p> <p>平成28年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役</p> <p>平成29年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役（現任）</p> <p>平成30年3月 東洋炭素株式会社社外監査役</p> <p>平成30年6月 当社社外監査役</p> <p>令和3年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>令和4年3月 東洋炭素株式会社社外取締役（現任）</p>                                                                                    | 400株           |
|           | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | <p>高坂佳郁子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成30年6月から当社社外監査役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の監査等委員である社外取締役の経験も有しており、その幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p> |                |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 勝山武彦氏、高坂佳郁子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 勝山武彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。なお、勝山武彦氏には平成30年6月までの2年間、社外監査役としての在任期間があります。高坂佳郁子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、高坂佳郁子氏には令和3年6月までの3年間、社外監査役としての在任期間があります。
5. 当社は、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された内藤欣也氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なが しま え っ 津 こ<br>永島 恵 津 子<br>(昭和29年8月23日生) | 昭和53年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所<br>昭和57年8月 公認会計士登録<br>昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所開設、代表（現任）<br>平成20年4月 監査法人ベリタス代表社員<br>平成27年6月 ブルドックソース株式会社社外監査役<br>平成28年6月 ブルドックソース株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>令和元年6月 住友ベークライト株式会社社外監査役<br>令和2年6月 当社社外監査役<br>令和3年6月 当社社外取締役（現任）<br>住友ベークライト株式会社社外取締役（現任）                                                                 | 1,700株         |
| 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要       | 永島恵津子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、令和2年6月から当社社外監査役、令和3年6月からは当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。<br>同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。 |                |



- (注) 1. 永島恵津子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永島恵津子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 永島恵津子氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、永島恵津子氏には社外監査役としての在任期間が1年間あります。
4. 当社は、永島恵津子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、永島恵津子氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、同氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）永島恵津子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、永島恵津子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。永島恵津子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

|        | 経営経験 | マーケティング | 医療業界に対する理解 | ICTに対する理解 | 財務・会計 | 法務・ガバナンス・リスクマネジメント |
|--------|------|---------|------------|-----------|-------|--------------------|
| 安田 忠 史 | ●    | ●       | ●          | ●         | ●     | ●                  |
| 松原 宣 正 | ●    | ●       | ●          | ●         |       | ●                  |
| 河田 與 一 | ●    |         | ●          |           |       |                    |
| 福井 崇 史 | ●    |         | ●          |           |       |                    |
| 郷田 哲 夫 | ●    | ●       | ●          | ●         |       |                    |
| 内藤 欣 也 |      |         |            |           |       | ●                  |
| 井田 匡 洋 | ●    |         | ●          |           | ●     | ●                  |
| 勝山 武 彦 |      |         |            |           | ●     |                    |
| 高坂 佳郁子 |      |         |            |           |       | ●                  |

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

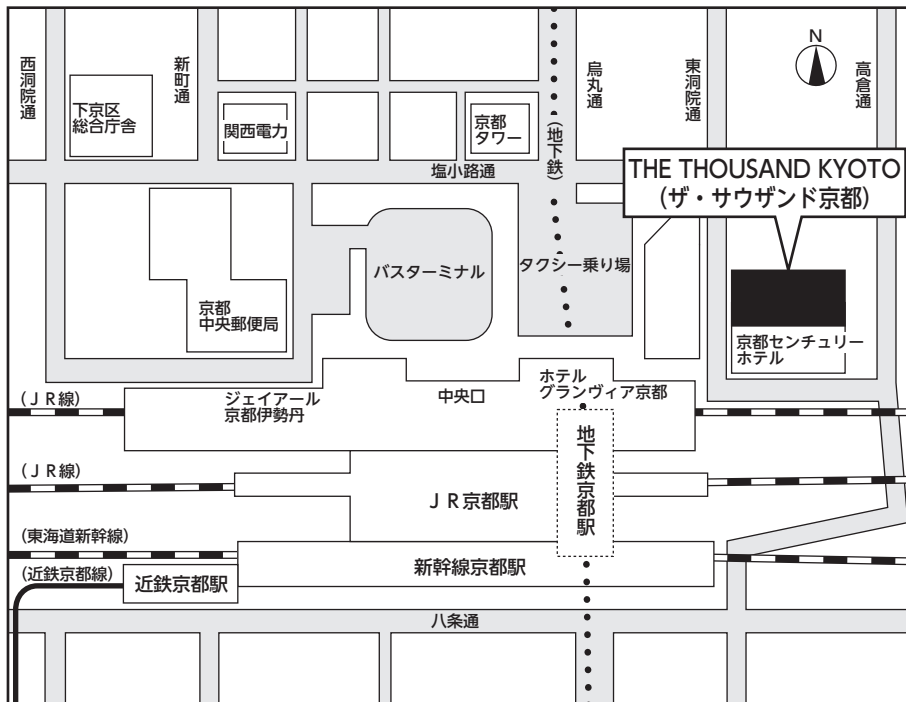
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 京都市下京区東塩小路町570番

THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都) 1階 大宴会場「花鳥」

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は間違えのないようご注意ください。)



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅中央口から東へ徒歩約2分
  - ・ 地下 ( J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口) より、「出口5」をご利用ください。
  - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、 J R 京都駅中央口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。